

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた 鉱山保安分野での取組

令和3年1月26日

産業保安グループ

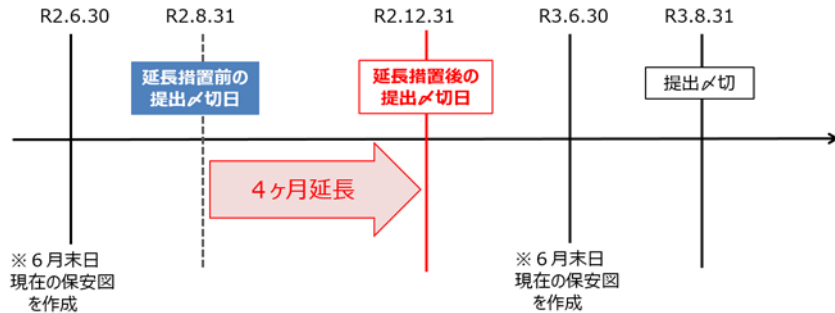
鉱山・火薬類監理官付

1. 保安検査期間等の延長

- 産業保安グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、電気・ガス・火薬類・鉱山等の各保安規則等の改正により、検査期間や必要書類の提出期限の延長等を実施。
- 鉱山保安においても、鉱山保安法施行規則を改正し、保安図の複本の提出期限の延長（令和2年4月）、粉じんの濃度等測定、石綿粉じんの濃度測定、特定施設の定期検査の期間の延長（令和2年6月）を実施。

鉱業権者の 保安図の複本提出

保安図の複本を提出する期間は、通常8月末日を、下記のとおり**4ヶ月延長します（令和2年12月末日〆切）**。

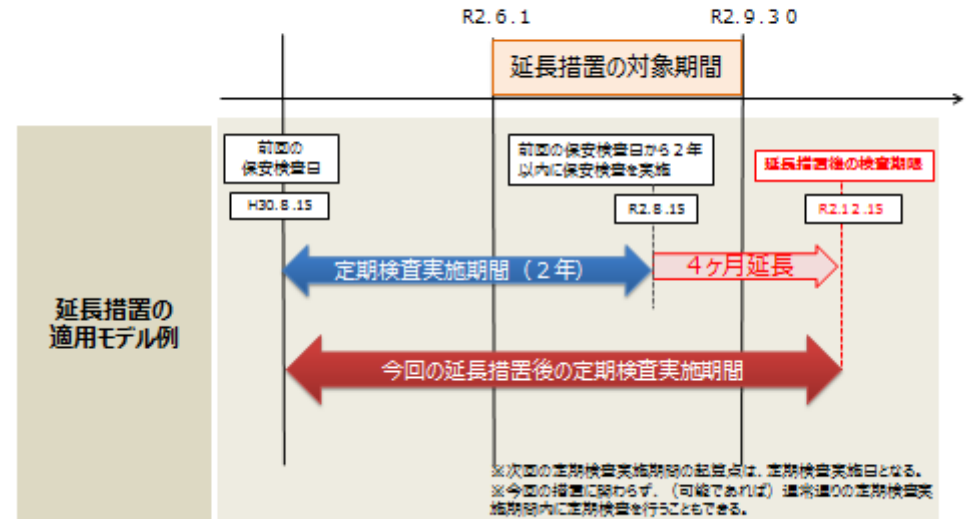


（別途措置が講じられない限り）
令和3年は通常通り、8月末日までに提出

参照条文：鉱山保安法施行規則第47条第1項、第3項

特定施設の定期検査

検査を行われなければならない期間が**令和2年6月1日～9月30日の間である場合は、下記のとおり検査期間を4ヶ月延長することが可能**となります。



参照条文：鉱山保安法施行規則第34条第2項

2. コロナ禍における産業保安監督部及び鉱山の取組事例

- 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、各産業保安監督部で実施する会議は書面又はオンラインにて実施。保安検査は、地域の感染状況等に応じて実施時期を調整。
- 鉱山においても、接触機会を低減する取組を実施。また、一部鉱山では出荷量に応じて操業を調整。

産業保安監督部における取組事例

■ 保安検査

- 保安検査は、感染状況を考慮しつつ、特に必要なもの（災害時の特別検査や司法捜査等）に限り実施。緊急性の低い検査については、実施時期を調整するとともに、事前に鉱山の了承を得た上で、徹底した感染対策の下で実施。
- 書類検査は検査官のみで書類を確認し、質問時のみ鉱山側と面談をする等、可能な限り対面時間を少なくするよう工夫して実施。

■ 会議（保安統括者会議等）

- 保安統括者会議は対面での開催を中止とし、書面開催にて実施。その他会議についても、Web会議に変更する等、適宜対応。

■ 行事（保安表彰、研修会、保安講話等）

- 鉱山保安表彰の式典は中止。表彰状は郵送等により個別に授与。
- 対面形式で実施する研修会や保安講話は一部中止。開催した研修会においては、感染対策を十分に行った上で実施。

■ その他の取組事例

- 行政手続きの電子化（保安ネット）について管区鉱山にメルマガで周知。
- 行事が中止となった代替に、鉱山において活用してもらうことを目的としたテキスト資料を作成し、メールにて配信。

鉱山における取組事例

- 製造業の一部業種向けの出荷が減少（特に令和元年上期）。鉱山によっては操業時間、出勤者数を削減して対応。（保安点検等を省略できない等の理由から、テレワーク、時差出勤、一時休業等の措置は困難との声もあった。）
- 作業員の業務引継ぎにTV会議を利用する、会議室の入場人数を制限する等、接触の機会を低減。また、県外から来訪者がある場合に、地元へ通知。

3. 電子申請（保安ネット）の活用推進

- 保安ネットとは、産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続を窓口まで行かなくてもオンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知文書の確認が行えるシステム（令和2年1月運用開始）。
- 新型コロナウイルス感染拡大によるテレワークの推奨など業務環境の変化を踏まえ、令和2年6月より、電子申請の対象外の法令手続についても申請書類・添付書類をPDFファイルにして保安ネットで提出できる簡易申請フォームを整備。

保安ネット

2020年8月配布版

監督部へ届出する皆様へ

鉱山保安法に基づく手続の電子届出が2020年2月より始まります

電子届出への具体的な準備事項等は、随時HPにて情報を発信します。
(URL: https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net)

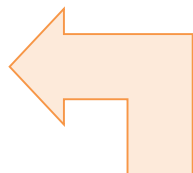
産業保安法令に基づく手続について、インターネットを利用して提出可能となるシステムです。

- 24時間 365日 いつでも届出が可能
- ガイド機能でらくらく入力
- 再提出も簡単に
- 届出履歴が簡単に確認

電子届出の対象手続

鉱山保安法の災害月報（2020年1月分以降）が電子にて提出可能となります。

お問合せ先はヘルプデスク(050-2018-8381)まで ※本件以外のお問合せはご遠慮下さい



令和2年6月より追加

簡易申請の対象手続

- ・工事計画（変更）の届出【施行規則第31条第4項（様式第一）】
- ・特定施設の使用開始又は廃止の届出【施行規則第33条（様式第二）】
- ・保安規程の設定（変更）の届出【法第19条第1項又は第2項】
- ・保安統括者、保安管理者の選任（解任）の届出【施行規則第41条第2項（様式第三）】
- ・保安統括者、保安管理者の代理者の選任（解任）の届出【施行規則第42条（様式第四）】
- ・作業監督者の選任（解任）の届出【施行規則第43条第4項（様式第五）】
- ・鉱山労働者代表の届出事項の変更の届出【施行規則第44条第2項（様式第六）】
- ・保安図の複本の提出【施行規則第47条第1項】
- ・保安図の複本の提出省略の申し出【施行規則第47条第1項】
- ・災害報告【施行規則第46条第1項（様式第七等）】

(参考) 電子化の進捗状況

鉱山保安法第46条第2項における災害月報（労働者数、鉱山の稼行状況、災害発生状況等の報告）について、令和2年2月より、保安ネット上での申請受付を開始。

■ 災害月報

災害発生状況

種別		回数	死亡	重傷		軽傷	合計	損失日数
事由				4週間以上休業のもの	2週間以上4週間未満休業のもの			
坑内	落石又は崩壊の崖壁	()	()	()	()	()	()	()
	浮石の落下（崩壊以外）（注）	()	()	()	()	()	()	()
	ガス又は粉塵の発生	()	()	()	()	()	()	()
	ガス中毒又は窒息	()	()	()	()	()	()	()
	ガス	()	()	()	()	()	()	()
	火	()	()	()	()	()	()	()
	爆発又は爆発の恐れ	()	()	()	()	()	()	()
	立坑巻揚機チェーン又はロープの切断	()	()	()	()	()	()	()
	採掘のため	()	()	()	()	()	()	()
	チェーン又はロープの切断	()	()	()	()	()	()	()
	前項以外の	()	()	()	()	()	()	()
	運搬装置のため	()	()	()	()	()	()	()
	チェーン又はロープの切断	()	()	()	()	()	()	()
	その他	()	()	()	()	()	()	()
	坑外	水	()	()	()	()	()	()
墮落		()	()	()	()	()	()	()
崖壁のたれ		()	()	()	()	()	()	()
落石又は転石		()	()	()	()	()	()	()
転倒		()	()	()	()	()	()	()
物にぶつかる		()	()	()	()	()	()	()
落下物又は倒壊物のため（埋込物に刺さったもの）		()	()	()	()	()	()	()
採掘中の採材取物物のため		()	()	()	()	()	()	()
高圧電線		()	()	()	()	()	()	()
船舶		()	()	()	()	()	()	()
その他		()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()

稼行状況

坑内外別	月末鉱山労働者数			稼働延人員			稼働延時間		
	直轄	請負	合計	直轄	請負	合計	直轄	請負	合計
坑内									
坑外									
合計									

■ 保安ネット（画面イメージ）

保安ネット (METI用)

トップページ
要対応手続一覧
新規手続
鉱山保安法
データ一覧
お知らせ
よくある質問
このサイトについて
集中入力センター

災害月報 提出済

報告対象年★ 2020 年 報告対象月★ 10 月

事故の有無★ 有 無

※行をダブルクリックすることで事故詳細情報が表示され、事故情報の修正が可能です。

事由	回数	死亡	重傷 (休業4週間以上)	重傷 (休業2週間以上4週間未満)	軽傷	合計	損失日数
墜落	1				1	1	3

坑外を追加

※行をダブルクリックすることで事故詳細情報が表示され、事故情報の修正が可能です。

事由	回数	死亡	重傷 (休業4週間以上)	重傷 (休業2週間以上4週間未満)	軽傷	合計	損失日数
対象が存在しません							

坑内を追加

月末鉱山労働者数

種別	直轄	請負	合計
坑内			
坑外			
合計			

稼働延人員

種別	直轄	請負	合計
坑内			
坑外			
合計			

稼働延時間

種別	直轄	請負	合計
坑内			
坑外			
合計			

- 備考
- 請負労働者に係る災害については、内数として（ ）内に記載すること。
 - （注）については、金属鉱山等及び石油鉱山のみに記載すること。
 - 本表は毎月20日現在より前月分を記載し、毎月末までに提出すること。
 - 本表には発生による業務上の労働者を記載するものとし、船酔い3日以上休業の者をいう。
 - 前月の休業日数は前月の休業日とするものとし、毎月21日以後における医師の診断による。
 - 本表は該当する死者及び災害がないときも提出すること。
 - 稼働延時間は各都道府県労働者の1箇月の稼働時間（労働時間）の総和とする。
 - 損失日数は死亡者及び3日以上休業の者について記載し、一時的労働不能者については休業日数をその損失日数とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考) 電子化の進捗状況

- 災害月報の保安ネットにおける受付開始以降、保安ネットを利用した申請の件数は増加傾向にある。

災害月報の手続きにおける月毎の電子化率の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1月当たりの電子申請件数	206	235	228	248	255	249	275	256	269
1月当たりの紙申請件数	304	261	275	255	253	242	222	237	195
1月当たりの総申請件数	510	496	503	503	508	491	497	493	464
1月当たりの電子化率	40%	47%	45%	49%	50%	51%	55%	52%	58%

※月毎の電子化率：1月当たりの電子申請件数÷総申請件数

